



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
7月19日
第326号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(水産課).....	1
○ 告 示	
※水産業協同組合法施行細則第26条の規定による様式の廃止(水産課).....	3
令和4年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課).....	3
県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(森林政策課).....	4
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	4
社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	4
○ 公 告	
都市計画変更案縦覧公告(都市計画課).....	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告(東近江).....	5
○ 雑 報	
滋賀県市町村職員共済組合令和3年度決算の要旨の公告.....	5
○ 正 誤	
※令和4年3月25日付け号外(4)滋賀県規則第13号中.....	6

規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第40号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和24年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水産業協同組合法」の右に「(昭和23年法律第242号)」を、「漁業協同組合連合会」の右に「(県の区域を地区とするものを除く。以下この条、第10条および第19条において同じ。)」を加え、「および水産加工業協同組合連合会」を削る。

第2条を次のように改める。

(設立の認可の申請)

第2条 法第63条第1項(法第92条第4項および第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可の申請は、法第63条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を申請書に添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 設立経過報告書
- (3) 発起人名簿
- (4) 設立目論見書および設立準備会の開催の公告の写し
- (5) 定款作成委員名簿および設立準備会の議事録の写し
- (6) 創立総会の開催の公告の写しおよび創立総会の議事録の謄本
- (7) 組合員(漁業生産組合の組合員を除く。第5条第1項第7号において同じ。)たる資格を有する者の設立同意書の綴り
- (8) 役員就任承諾書の写し

第3条の見出しを「(定款の変更の認可の申請)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第48条第2項(法第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可の申請(次項において「定款の変更の認可の申請」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 定款の変更を決議した総会または総代会の議事録の謄本

第3条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 定款の変更の認可の申請が出資一口の金額の減少に係るものである場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を申請書に添えてしなければならない。

第3条第2項第1号中「法第53条第1項の規定による財産目録および」を「最終事業年度に係る」に改め、同項第2号中「第53条第2項」を「第53条および第54条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定款の変更の届出)

第3条の2 法第48条第4項(法第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出は、届出書に前条第1項第1号および第2号に掲げる書類ならびに変更した定款の新旧条文を記載した書面を添えてしなければならない。

- 2 法第84条の7第2項の規定による定款の変更の届出は、届出書に変更した定款の新旧条文を記載した書面を添えてしなければならない。

第4条の見出しを「(解散の認可の申請)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第68条第2項(法第96条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)および第91条第2項の規定による解散の認可の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

第4条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 解散を決議した総会の議事録の謄本

(3) 清算人名簿

第5条の見出しを「(合併の認可の申請)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第69条第2項(法第92条第5項および第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請(次項において「合併の認可の申請」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

第5条第1項第2号中「の総会議事録謄本」を「(漁業生産組合を除く。以下この条および第22条から第24条までにおいて同じ。)の合併を決議した総会の議事録謄本」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 最終事業年度に係る財産目録または貸借対照表(最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録または貸借対照表)

第5条第1項第5号中「および同条同項を準用する規定」を削り、「第53条第2項」を「第53条および第54条」に改め、同項に次の4号を加える。

(7) 組合員の数、出資の総口数および総額を記載した書面

(8) 役員の履歴書

(9) 事務所の位置を記載した書面

(10) 合併の経過を記載した書面

第5条第2項を次のように改める。

- 2 合併の認可の申請が合併による組合の設立に係るものである場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、法第70条第1項の規定により選任された設立委員であることを証する書面を添えてしなければならない。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員が法第42条第1項(法第86条第2項において読み替えて準用する場合ならびに法第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による役員の改選(第2号において「役員の改選」という。)、法第46条第1項(法第86条第2項において読み替えて準用する場合ならびに法第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による参事または会計主任の解任および法第47条の2第2項(法第86条第2項において読み替えて準用する場合ならびに法第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集を請求しようとするときは、次に掲げる書面を提出しなければならない。

第6条第2号中「法第42条および同条を準用する」を「役員の改選を請求する」に改める。

第8条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第125条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会の決議または選挙もしくは当選の取消しの請求は、請求書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

第9条を次のように改める。

(漁業の自営に関する届出)

第9条 漁業協同組合は、漁業およびこれに附帯する事業を営もうとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 自営する漁業の種類を記載した書面

(2) 法第17条第1項に規定する漁業協同組合であることを証する書面および同条第2項の規定による同意書の写し
 第10条中「保管事業を行う組合」を「法第11条第1項第7号に掲げる保管事業を行う漁業協同組合、法第87条第1項第7号に掲げる保管事業を行う漁業協同組合連合会または法第93条第1項第5号に掲げる保管事業を行う水産加工業協同組合」に、「法第96条第1項および法第100条第1項」を「および第96条第1項」に改め、「おいて」の右に「読み替えて」を加え、「書面を添付して遅滞なく」を「書類を添えて」に改める。

第11条の見出し中「組合と理事との契約」を「利益相反行為」に改め、同条中「法第84条」を「漁業生産組合は、法第84条後段」に、「組合が理事と契約した」を「特別代理人を選任した」に改める。

第12条第3項に次のただし書を加える。

ただし、任期の満了により退任した場合は、この限りでない。

第15条第1項中「法第101条、法第106条、法第107条および法第109条に規定する」を「組合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第2条第1項、第7条、第8条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)および第10条の規定による」に改め、同条第2項中「了した」を「完了した」に、「払込んだ」を「払い込んだ」に改める。

第18条中「法第42条第5項、法第47条の2から第47条の4まで、法第62条およびこれらの条文を準用する規定ならびに法第84条の3および第84条の4」を「組合は、法第47条の5第1項または第2項(これらの規定を法第86条第2項、第92条第3項および第96条第3項において準用する場合を含む。)」に、「会日」を「総会の日」に改める。

第19条中「組合は次に掲げる事項の議決」を「組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合にあつては法第48条第1項第2号から第8号まで(法第92条第3項および第96条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の事項、漁業生産組合にあつては法第84条の7第1項各号(第1号を除く。)に掲げる事項について、総会の決議」に、「決議録謄本」を「決議をした総会の議事録の謄本」に改め、「これを」を削り、同条各号を削る。

第23条中「第11条第1項第14号、法第87条第1項第14号、法」を「第11条第1項第15号、第87条第1項第16号および」に改め、「および法第97条第1項第10号の規定による団体契約または法第24条および同条を準用する規定による専用契約」を「に規定する団体協約」に改める。

第24条中「法第25条および同条を準用する」を「組合は、法第24条(法第92条第2項および第96条第2項において準用する場合を含む。)の」に、「より」を「違反して」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第309号

昭和24年滋賀県告示第407号(水産業協同組合法施行細則第26条の規定による様式)は、廃止する。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第310号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 募集種目

- (1) 令和4年11月採用海・空自衛官候補生(男子)
- (2) 令和5年3・4月採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)

2 募集期間 令和4年7月20日(水)から令和4年9月2日(金)まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験および適性検査 (Web試験方式) 令和4年9月20日(火)および21日(水)のうち指定する1日
- (2) 口述試験および身体検査 令和4年9月24日(土)、25日(日)および26日(月)のうち指定する1日

4 試験場の位置および名称

- (1) 筆記試験および適性検査 (Web試験方式) 受験者の任意の場所
- (2) 口述試験および身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(集合場所:大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1))

滋賀県告示第311号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 滋賀県森林組合連合会 大津市大萱四丁目17番30号
- 2 委託事務の内容 県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年6月23日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第312号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人マキノ病院	医療法人マキノ病院	高島市マキノ町新保1097番地	令和7.7.29

滋賀県告示第313号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に基づき登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	特定行為業務の種類	廃止年月日
ヘルパーステーションないろ	栗東市小平井三丁目2番27号	しが健康医療生活協同組合 理事長 金城明	栗東市小平井三丁目2番25号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	令和4.7.31

公 告

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和4年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・5・101号 本堅田衣川線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市本堅田三丁目から仰木七丁目まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号
 大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3番1号
- 4 縦覧期間 令和4年7月19日から令和4年8月2日まで
 上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛知川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年7月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 椋 幸 次	東近江市上山町250番地

雑 報

滋賀県市町村職員共済組合令和3年度決算の要旨の公告

滋賀県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月19日

滋賀県市町村職員共済組合理事長 小 椋 正 清

損益計算書(自令和3年4月1日、至令和4年3月31日)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
収	負担金	5,322,984	14,692,249	766,849	101,723		206,371	179,519					21,269,695
	掛金(保険料)	5,372,881	9,332,359	766,849				171,553					15,643,642
	連合会交付金	882,644					82,610				115		965,369
	利息及び配当金	55				7,208	14	11		970,341			977,629
	その他の収入	34,811					493	25		68,295	13,173	1	116,798
入	他経理から繰入						38,895		14,809				53,704
	前年度繰越支払準備金	643,028											643,028
	計	12,256,403	24,024,608	1,533,698	101,723	7,208	0	328,383	351,108	14,809	1,038,636	13,288	39,669,865
支	給付	5,210,194											5,210,194
	役員員給与						132,282	33,065	5,751	30,652	3,918		205,688
	厚生費						81	189,963		9	3		190,056
	特定健康診査等費							30,180					30,180
	旅費・事務費						14,205	2,215		1,238	535		18,193
	委託費						3,190	4,015		10	30		7,245
	賃借料						11,326	1,966		4,512	141		17,945
	普及費						1,782	1,087		696	220		3,785
	支払利息					7,208				765,030	7,208		779,446
	負担金						19,747	5,266	8,458	5,238	636		39,345
	連合会払込金	136,557	24,024,608	1,533,698	101,723		91,741						25,888,327
	連合会拠出金	511,479											511,479
	病床転換支援金	6											6
	退職者給付拠出金	69											69
	出	前期高齢者納付金	1,614,166										
後期高齢者支援金		2,321,470											2,321,470
介護納付金		1,125,447											1,125,447
他経理へ繰入		38,895						14,809					53,704
その他の支出		5,090					19,209	27,714	5	68,024	101		120,143
次年度繰越支払準備金		743,102											743,102
計		11,706,475	24,024,608	1,533,698	101,723	7,208	0	293,563	310,280	14,214	875,409	12,792	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	549,928	0	0	0	0	0	34,820	40,828	595	163,227	496	1	789,895

貸借対照表(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
資 産	流動資産	2,673,796	1,450,464	97,184	675	1,774	408,127	611,910	31,607	1,557,407	104,285	974	6,938,203
	固定資産					680,000	11,629	157	1,548,088	79,817,751	984,284		83,041,909
	繰延資産						7						7
資産合計	2,673,796	1,450,464	97,184	675	681,774	0	419,763	612,067	1,579,695	81,375,158	1,088,569	974	89,980,119
負 債	流動負債	14,494	1,450,464	97,184	675		11,698	18,765		76,876,495	153		78,469,928
	固定負債	743,103				681,774	117,979	22,666	23,770	78,871	748,923		2,417,086
	負債合計	757,597	1,450,464	97,184	675	681,774	0	129,677	41,431	23,770	76,955,366	749,076	0
資 本	資本剰余金												0
	利益剰余金	1,916,199					290,086	570,636	1,555,925	4,419,792	339,493	974	9,093,105
	欠損金												0
	資本合計	1,916,199					290,086	570,636	1,555,925	4,419,792	339,493	974	9,093,105
負債・資本合計	2,673,796	1,450,464	97,184	675	681,774	0	419,763	612,067	1,579,695	81,375,158	1,088,569	974	89,980,119

正 誤

令和4年3月25日付け号外(4)滋賀県規則第13号中

ページ	行	誤	正
24	3	のものまたは	で、かつ、
	5	のものまたは	で、かつ、